

★医療費変更の重要なお知らせ★ 令和6年(2024年)6月1日診療報酬一部改正

高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、これまで算定していた『特定疾患管理料』を廃止し、『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

これは、疾患の重症化予防のため、個人に応じた療養計画に基づき、より専門的・総合的な治療管理を行うものです。

患者様には個々に応じた目標を設定し、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』を作成、初回のみ署名(サイン)を頂く必要がありますので、どうかご協力のほどよろしくお願いします。

【算定法】

治療計画に応じて、生活習慣管理料 I または II へ変更されます。

生活習慣管理料 I の場合、自己負担額の変更があります。(長期薬剤投与可能な場合・検査代を含むなど)
生活習慣管理料 II の場合、患者様の自己負担額はこれまでと変わりません。

当法人(大阪漢方医学振興財団付属診療所)は従来から生活習慣病に力を入れており、《医・食・動》(医療・食事・運動)をコンセプトに診療に当たっております。

医師による診察・投薬、各種検査、食事・運動指導、看護師による生活指導、栄養士による食事指導、そしてスポーツ認定医を取得しており、足助式医療体操、八段錦などの健康運動指導を行うなどトータルケアを目指しております。

ご質問・ご不明点がございましたらお気軽にお問い合わせください。